

(営繕工事版) 週休2日取組促進型工事実施要領の改定について

1 改定理由

国土交通省において、建設業の働き方改革を推進する観点から、「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（通知）」（平成30年3月20日付け国地契第71号、国営管第451号、国営計第120号、国営建技第3号）により、営繕工事に係る労務費の補正等の試行を行う週休2日の取組を行う工事（週休2日促進工事）を実施されています。これまでの取組状況を踏まえ、実施要領が改定され、令和2年7月1日以降に入札手続きを開始する工事から適用することとされました。

本県においても、平成31年度より実施要領を定め週休2日の取組みを進めているところです。国土交通省の実施要領が改定されたことから、本県の（建築工事版）週休2日取組促進型工事実施要領を改定するものです。

2 改定の概要

(1) 用語の定義の見直し

① 「現場休息」の追加（2.（5）関係）

分離発注工事の場合に、これまでは全ての発注工事で同一の休暇日とする必要がありましたが、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態であれば、「現場閉所」と同様に扱う「現場休息」を追加します。

(2) その他

令和2年8月1日以降の入札公告に係るものから適用することとします。